



令和7年度

# 生徒募集要項

- ・一般募集
- ・帰国生徒特別選抜による募集
- ・外国人特別選抜による募集

埼玉県立岩槻高等学校

〒339-0043

埼玉県さいたま市岩槻区城南1丁目3番38号

TEL 048-798-7171 FAX 048-791-1500

URL <https://iwatsuki-h.spec.ed.jp/>

# 一般募集

## 1 募集人員

全日制の課程 普通科 280名(男・女) ※転編入学枠2名を含む。  
国際文化科 40名(男・女)

## 2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)又は(5)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和7年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和7年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和7年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)
- (4) 志願者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。
  - ア 本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
  - イ 別に定めるところにより、本校校長が出願を承認した者
  - ウ 別に定めるところにより、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が出願資格を認定した者
- (5) 「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和7年度細部協定書」により出願資格を有する者

## 3 出願

### (1) 出願手続

原則、以下のア～ウが全て完了した時点をもって、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間のみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。

なお、私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合の、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」にて定める。

- ア 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。
- イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認・承認する。

ア、イを行うことができる期間

令和7年1月27日(月)正午 から2月10日(月)正午まで

ウ 入学選考手数料を、以下の通り納付する。

- (ア) 入学選考手数料2,200円を、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。
- (イ) 一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

### (2) 出願書類

出願手続が完了した後、志願者又は出身中学校長は、本校に対し、以下の書類を提出すること。書類が提出された志願者を、選抜の対象とする。

#### ア 調査書

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

#### イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

**過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。**

#### ウ その他必要な書類等

エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

### (3) 提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による提出を行う。ただし、郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参によって提出することもできる。

なお、帰国生徒特別選抜及び外国人特別選抜による募集に必要な書類は、原則、志願者が持参により提出すること。

ア 志願者又は出身中学校長（在学中中学校長を含む。以下同じ。）が提出するもの

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	中学校がまとめて郵送する場合	中学校がまとめて持参する場合
提出書類	調査書、その他必要な書類等をまとめて提出する。 送付票を同封すること。	
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日とすること。	令和7年2月13日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 本校校長は受領書を交付する。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	調査書、その他必要な書類等を同封する。	調査書、その他必要な書類等を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日とすること。	令和7年2月14日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 令和7年2月17日（月） 午前9時から正午まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	志願者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。	

イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表	
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日とすること。	令和7年2月14日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 令和7年2月17日（月） 午前9時から正午まで
提出先	本校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。  (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	なおア(ア)により、中学校がまとめて出願する場合、出願書類等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「出願書類等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。	

## 4 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。

## 5 第2志望

普通科と国際文化科の間で、相互に第2志望を認める。

第2志望を希望する場合の志願者情報等の入力に当たっては、電子出願システムの案内に従い選択又は入力を行うこと。

## 6 志願先変更

### (1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和7年2月18日(火) 午前9時から2月19日(水) 午後4時まで

(書類提出期間)

令和7年2月18日(火) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで  
19日(水) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ただし、上記期間に書類の提出ができない場合には、事前に高等学校に連絡し、20日(木) 午前9時から正午までの間に提出すること。

### (2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、3の(1)～(3)に準じて選択又は入力を行い出願書類を提出する。詳細は、「電子出願の利用の手引き」(県ホームページに掲載)による。

ただし、入学選考手数料及び出願書類の提出等については、以下による。

#### ア 入学選考手数料

- (ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。
- (イ) 県立高等学校の定時制の課程から本校に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分の額(1,250円)を、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付する。
- (ウ) 本校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納付すること。
- (エ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

#### イ 出願書類の提出

- (ア) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」を、先に志願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに持参により、出願書類を提出すること。
- (イ) 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに志願した高等学校長に、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

### (3) 本校の学科間における志願先変更

(2)に準じる。

### (4) 第2志望のみの変更

(2)に準じる。

### (5) 受験票の交付

志願者は、「受験票」を2月20日(木) 午後1時以降に各自で印刷する。

## 7 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」を速やかに本校校長に持参により提出する。

## 8 学力検査

- (1) 志願者は、令和7年2月26日（水）に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。  
なお、追検査を受検する場合は「10 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査会場は、本校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8 : 4 5 ～ 9 : 2 0	9 : 2 5 ～ 1 0 : 1 5 (5 0分)	休	1 0 : 3 5 ～ 1 1 : 2 5 (5 0分)	休	1 1 : 4 5 ～ 1 2 : 3 5 (5 0分)	昼	1 3 : 3 0 ～ 1 4 : 2 0 (5 0分)	休	1 4 : 4 0 ～ 1 5 : 3 0 (5 0分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会	食	理科	憩	英語

- (6) 学力検査の配点等については、令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜要領で定める。
- (7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項第14による。なお、普通科、国際文化科ともに、傾斜配点は実施しない。

## 9 面接

実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者に対しては、学力検査終了後の当日に、個人面接を実施する。

## 10 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和7年3月3日（月）に実施する追検査を受検することができる。  
ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむをえない事情により、学力検査を欠席した者  
イ 一部受検者（一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。）
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」を令和7年2月27日（木）正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集においては、令和7年3月3日（月）に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

## 11 選抜

令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

## 12 入学許可候補者の発表

### (1) 日時・場所

日時	令和7年3月6日(木) 午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は別に定める。
備考	校内における掲示による発表は行わない。 また、選抜結果通知書は原則電子出願システムから自身でダウンロードする。

(2) 入学許可候補者は、令和7年3月6日(木)に、受検票を持参し、本校において書類等を受け取ること。

(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

## 13 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

### (1) 実施及び募集人員

一般募集で実施する。募集人員は定めず選抜し、「1 募集人員」に示す枠内に含まれる。

### (2) 出願資格

令和7年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

### (3) 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中学校長を経て、本校校長に提出すること。「自己申告書」の提出は、「一般募集 3 出願 (3) 提出方法」による。また、出願に当たり、電子出願システムの案内に従い選択又は入力すること。第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従い選択又は入力すること。ただし、第2志望の学科においてはこの選抜の対象としない。

### (4) 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

### (5) 面接

令和7年2月26日(水)に実施する。面接方法は、個人面接とする。

### (6) その他

ここで定めた内容以外の事項については、「一般募集」に準ずる。

## 14 その他

(1) 不明な点については本校に問い合わせること。

(2) 令和7年度に本校へ入学した生徒は、令和8年度から岩槻新校(仮称)の生徒となる。

# 帰国生徒特別選抜による募集

## 1 実施及び募集人員

一般募集に併せて実施する。募集人員は普通科及び国際文化科8名とし、「1 募集人員」に示す枠内に含まれる。

## 2 出願資格

一般募集の出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

(2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和7年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

## 3 出願及び書類の提出

一般募集の出願手続に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 電子出願システムの案内に従い、「帰国生徒特別選抜による募集」を選択する。
- (2) 出身中学校長による応募資格証明を受け、「帰国生徒特別選抜適用申請書」を、本校校長に持参により提出する。
- (3) 「帰国生徒特別選抜適用申請書」を受理した本校校長は、所定の「帰国生徒特別選抜証明書」を交付する。
- (4) 「自己申告書」は、提出することができない。
- (5) 第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従い、選択又は入力をする。
- (6) 全ての出願書類が提出された志願者を、帰国生徒特別選抜の対象とする。

## 4 志願先変更

一般募集の志願先変更に準ずる。ただし、次のことに留意する。

帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を持参により提出する。

## 5 学力検査・面接

一般募集の学力検査により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。また、面接を実施する。面接方法は個人面接とする。

学力検査・面接の日程は、次のとおりとする。

時間	8 : 45 ～ 9 : 20	9 : 25 ～ 10 : 15 (50分)	休 憩	10 : 35 ～ 11 : 25 (50分)	休 憩	11 : 45 ～ 14 : 20	休 憩	14 : 40 ～ 15 : 30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		当日指示する時間において個人面接を実施する。		英語

## 6 選抜

令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

## 7 その他

不明な点については本校に問い合わせること。

# 外国人特別選抜による募集

## 1 実施及び募集人員

一般募集に併せて実施する。募集人員は普通科及び国際文化科10名とし、「1 募集人員」に示す枠内に含まれる。

## 2 出願資格

- 一般募集の出願資格を有する者で、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たす者とする。
- (1) 本人及び保護者が県内に居住している、又は令和7年3月31日までに居住予定がある外国籍を有する者
  - (2) 原則として、在日期间が令和7年2月1日現在で通算して3年以内の者

## 3 出願手続

- (1) 一般募集の出願手続に準ずる。ただし、本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。また、次のことに留意する。
  - ア 電子出願システムの案内に従い、「外国人特別選抜による募集」を選択する。
  - イ 「自己申告書」は、提出することができない。
  - ウ 第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従って選択又は入力を行うこと。
- (2) 出願時に旅券等の確認が必要であるため、以下の書類を、本校校長に持参により提出する。
  - ア 外国人特別選抜適用申請書  
学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、埼玉県教育委員会が出願資格を認定した書類で代えることができる。
  - イ 出願時に有効な旅券及び出入国記録が確認できる書類(過去の旅券等)
  - ウ 在留カード  
イ及びウについて、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、イは外国籍を証明する書類等で、ウは本人及び保護者が県内に居住していることを証明する書類等で代えることができる。
  - エ 上記によって出願資格が確認できない場合、必要な書類の提出を求めることがある。
- (3) 全ての出願書類が提出された志願者を、外国人特別選抜の対象とする。

## 4 志願先変更

一般募集の志願先変更に準ずる。ただし、次のことに留意する。

外国人特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の外国人特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の外国人特別選抜を行う高等学校の「外国人特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から「外国人特別選抜適用申請書」等の返却を受け、新たな志願先高等学校へ提出し、出願の手続を行う。

## 5 学力検査・面接

一般募集の学力検査により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は国語、社会及び理科の3教科の学力検査は受検しない。また、面接を実施する。面接方法は個人面接とする。学力検査・面接の日程は、次のとおりとする。

時間	8 : 45 ～ 9 : 20	9 : 25 ～ 10 : 15	休	10 : 35 ～ 11 : 25 (50分)	休	11 : 45 ～ 14 : 20	休	14 : 40 ～ 15 : 30 (50分)
教科等	一般諸注意	本校校長の指示に従う。	憩	数 学	憩	当日指示する時間において個人面接を実施する。	憩	英 語

## 6 選抜

令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

## 7 その他

不明な点については本校に問い合わせること。